

親族への優先提供とレシピエント選択基準の関係について

1 あっせん手続きと親族への優先提供について

現行制度下でのレシピエントの選択は「臓器提供者（ドナー）適用基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号）に基づき行われている。

法改正により、親族への優先提供の意思を表示することが可能となるが、当該意思をレシピエント選択の過程においてどのように位置づけるか。

2 レシピエント選択基準について

レシピエント選択基準は、臓器の移植に関する法律の基本理念である「移植術の実効性の担保」と「移植機会の公平性の確保」を具体化するものとして、基本的に医学的適応、組織的適合等の医学的見地から定められた基準である。

レシピエント選択基準には、「適合条件（前提条件）」と「優先順位」の項目があり、臓器別に設定されている。基本的に、「適合条件（前提条件）」に合致することが移植術を受ける前提であり、「適合条件」に合致するレシピエントが複数存在する場合には、「優先順位」の項目に従って優先順位が決定される。

3 考えられる案

親族への優先提供の意思表示については、臓器移植法の基本理念のうち「移植機会の公平性」について、特例を設けるものと考えられる。

優先提供を受けることとなる親族は、事前に臓器移植ネットワークにレシピエント登録していることが前提となることから、臓器提供者が親族への優先提供の意思を表示していた場合には、医学的に適切な（実効性のある）移植と認められる範囲内で、優先的に取り扱う（優先順位を1位とする）ことが適当ではないか。

※平成21年7月7日参議院厚生労働委員会

（山内康一議員）

移植医療に対する国民の信頼の確保のために、移植機会の公平性の確保と最も効果的な移植の実施という両面からの要請にこたえた臓器の配分が行われることが必要であります。現行法の下でも、厚生労働大臣の許可を受けた臓器移植ネットワークが臓器のあっせんを一元的に行うこととなっております。

移植手術を受ける順位については、血液型などが適合するか、医学的に緊急度が高いかなど臓器ごとの詳細な条件に照らして決められており、公正かつ適切に行われているものと認識しております。この配分先の決定に当たっては、純粹に医学的なデータだけに基づいてコンピューターで自動的に優先順位が決められる、そういう体制になっているというふう聞いております。したがって、本当に数値や医学的な情報だけで決められていますので、恣意が入り込む余地というのは今の体制ではございません。

A案におきましては、親族への優先提供の意思表示の規定を設けることとしておりますが、この場合におきましても、その意思表示を踏まえた上で、最終的には血液型が適応するかなどの条件に照らし合わせて順位が判定されることになると想定しており、決して順位の判定が恣意的に行われることはないと認識しております。

なお、現行法においても、臓器あっせん機関に対する厚生労働大臣の報告徴収などの手続や、必要な指示及び当該の指示に従わなかった場合の許可取消し等の規定が設けられており、臓器移植ネットワークによる適切な運用が担保される制度が設けられているところであります。